

デイサービスセンター美しが丘テラス
地域密着型通所介護・札幌市通所型サービス

重要事項説明書

医療法人社団五風会

デイサービスセンター 美しが丘テラス

地域密着型通所介護・札幌市通所型サービス

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第0170510341号)

当事業所は利用者に対して地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

〔目次〕

1. 法人（事業者）の概要
2. ご利用事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスの特徴
5. 当事業所の利用料金（要介護1～5の方）
6. 当事業所の利用料金（要支援1～2の方）
7. 緊急時の対応方法と健康上の理由による利用中止について
8. 契約の終了について
9. サービスに関する苦情と相談
10. 非常災害対策

1. 法人（事業者）の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人社団五風会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道札幌市清田区真栄319番地 |
| (3) 電話番号 | 011-884-6878 |
| (4) 代表者名 | 森 一也 |
| (5) 設立年月日 | 平成 2年 1月16日 |

2. ご利用施設の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所（平成26年10月1日指定）
 (2) 事業所の名称 デイサービスセンター 美しが丘テラス
 (3) 事業所の所在地 北海道札幌市清田区美しが丘3条8丁目2番1号
 (4) 電話番号 011-887-6876
 (5) 管理者名 森山 裕一
 (6) 開設年月日 平成26年10月1日
 (7) 利用定員 18名
 (8) サービス提供地域 札幌市(清田区、厚別区大谷地・上野幌)その他応相談
 (9) 設備の概要

食堂兼機能訓練室	103.96 m ²	静 養 室	1 室
送 迎 車 両	3 台	相 談 室	1 室

(10) 営業日、時間

月～金曜日	午前9時00分 ～ 午後5時00分
土・日曜日	定休日

年末年始は休業です。(12月30日～1月3日)

(11) サービス提供時間：利用者様がデイサービスで過ごされる時間

月～金曜日	午前10時00分 ～ 午後15時20分
土・日曜日	定休日

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員配置については、指定基準を遵守しています。

	職務内容	保有資格	常勤	非常勤	専任	兼務 (兼務内容)	計
管理者	事業の管理運営	介護支援相談員 社会福祉士 介護福祉士	1	0	0	1 (生活相談員) (介護職員)	1
生活相談員	相談援助業務 業務管理等	介護支援相談員 社会福祉士 介護福祉士	2	0	0	2 (管理者) (介護職員)	2
看護職員	利用者の看護業務	看護師	1	1	1	1 (機能訓練指導員)	1
介護職員	利用者の介護業務	社会福祉士・介護福祉士 介護支援相談員・作業療法士	4	0	1	3 (管理者) (生活相談員) (機能訓練指導員)	4
機能訓練指導員	機能訓練の指導	作業療法士・看護師	1	0	1	1 (看護職員)	2

- ① 常勤換算 … 職員それぞれの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定労働勤務時間数(週37.5時間)で除した数です。

- ② 配置基準:生活相談員 1名以上
 看護職員 専従1名以上
 介護職員 当日の利用者の数が15名以下の場合は1名以上、
 15名を超える場合はその超える部分数を5で除して得た数に
 1を加えた数以上
 機能訓練指導員 1名以上

4. 当事業所が提供するサービスの特徴

(1) 運営方針

事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(2) 提供するサービス

地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービスは、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう支援することを目的とし、地域密着型通所介護計画・札幌市通所型サービス計画に沿って、通所介護サービスを提供します。

(3) 福祉サービス第三者機関評価の実施状況：なし

5. 当事業所の利用料金

(1) 要介護1～5の方

サービス利用料金(1日あたり) 契約書第7条参照

下記の利用料金表によって利用者の要介護度に応じたサービス利用料金および加算料金から介護給付費額を除いた金額(自己負担額)と、食事に係る自己負担額をお支払いください。

① 要介護度別のサービス単位数および保険給付額と自己負担額

A) サービス提供時間 3時間以上4時間未満の場合

要介護度別の サービス単位数		要介護1 416単位	要介護2 478単位	要介護3 540単位	要介護4 600単位	要介護5 663単位
1. サービス利用料金		4,218円	4,846円	5,475円	6,084円	6,722円
2. ご利用者 自己負担額	1割	422円	485円	548円	609円	673円
	2割	844円	970円	1,095円	1,217円	1,345円
	3割	1,266円	1,454円	1,643円	1,826円	2,017円

(札幌市 乙地：10.14円)

B) サービス提供時間 4時間以上5未満の場合

要介護別のサービス単位数		要介護1 436単位	要介護2 501単位	要介護3 566単位	要介護4 629単位	要介護5 695単位
1. サービス利用料金		4,421円	5,080円	5,739円	6,378円	7,047円
2. ご利用者自己負担額	1割	443円	508円	574円	638円	705円
	2割	885円	1,016円	1,148円	1,276円	1,410円
	3割	1,327円	1,524円	1,722円	1,914円	2,115円

(札幌市 乙地：10.14円)

C) サービス提供時間 5時間以上6未満の場合

要介護別のサービス単位数		要介護1 657単位	要介護2 776単位	要介護3 896単位	要介護4 1,013単位	要介護5 1,134単位
1. サービス利用料金		6,661円	7,868円	9,085円	10,271円	11,498円
2. ご利用者自己負担額	1割	667円	787円	909円	1,028円	1,150円
	2割	1,333円	1,574円	1,817円	2,055円	2,300円
	3割	1,999円	2,361円	2,726円	3,082円	3,450円

(札幌市 乙地：10.14円)

②各種加算

i) 要件に該当した場合に加算されるものがあります。(一回につき)(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		個別機能練加算(I)イ	個別機能訓練加算(I)ロ	個別機能訓練加算(II)	入浴介助加算(I)	入浴介助加算(II)
加算単位		56単位/日	76単位/日	20単位/月	40単位/日	55単位/日
1. 加算料金		567円	770円	202円	405円	557円
2. ご利用者自己負担額	1割	57円	77円	21円	41円	56円
	2割	114円	154円	41円	81円	112円
	3割	171円	231円	61円	122円	168円

i) 要件に該当した場合に加算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		口腔機能向上 加算 (I)	口腔機能向上 加算 (II)	科学的介護推 進体制加算	生活機能向 上連携加 算 (I)	生活機能向 上連携加 算 (II)
加算単位		150 単位/回	160 単位/回	40 単位/月	100 単位/月	200 単位/月
1. 加算料金		1521 円	1622 円	405 円	1014 円	2028 円
2. ご利用者 自己負担額	1 割	153 円	163 円	41 円	102 円	203 円
	2 割	305 円	325 円	81 円	203 円	406 円
	3 割	457 円	487 円	122 円	305 円	609 円

※口腔機能向上加算については、原則3月以内、月2回を限度とする。

i) 要件に該当した場合に加算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		サービス提供 体制強化加算 (I)	サービス提供 体制強化加算 (II)	サービス提供 体制強化加算 (III)	口腔栄養ス クリーニ ング加算 (I)	口腔栄養ス クリーニ ング加算 (II)
加算単位		22 単位/回	18 単位/回	6 単位/月	20 単位/回	5 単位/回
1. 加算・減算料 金		223 円	182 円	60 円	202 円	50 円
2. ご利用者 自己負担額	1 割	23 円	19 円	6 円	21 円	5 円
	2 割	45 円	37 円	12 円	41 円	10 円
	3 割	67 円	55 円	18 円	61 円	15 円

i) 要件に該当した場合に加算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		ADL維持等 加算(I)	ADL維持等 加算(II)
加算単位		30 単位/月	60 単位/月
1. 加算・減算料 金		304 円	608 円
2. ご利用者 自己負担額	1 割	31 円	61 円
	2 割	61 円	122 円
	3 割	92 円	183 円

i) 要件に該当した場合に減算されるものがあります。(一回につき)(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		送迎減算 (片道)	送迎減算 (往復)	同一建物減算
加算単位		-47 単位/回	-94 単位/回	-94 単位/日
1. 加算・減算料 金		-476 円	-953 円	-953 円
2. ご利用者 自己負担額	1 割	-48 円	-96 円	-96 円
	2 割	-96 円	-191 円	-191 円
	3 割	-143 円	-286 円	-286 円

※他各種加算、減算がありますので上記項目以外で該当する項目がありましたら別途ご説明いたします。

ii) 介護職員処遇改善加算 (I)

1ヶ月の利用単位数に応じ加算されます。

(自己負担額)

1ヶ月の介護サービス総単位数×9.2%×10.14×本人負担 (0.1, 0.2 又は 0.3)

(2) 要支援 1～2の方

1) サービス利用料金(1月あたり) 契約書第7条参照

下記の利用料金表によって利用者の要支援状態区分に応じたサービス利用料金および加算料金から介護給付費額を除いた金額(自己負担額)と、食事に係る自己負担額をお支払いください。

① 要支援状態区分別サービス単位数・保険給付額・自己負担額

【4時間以上】 (札幌市 乙地：10.14円)

要支援状態区分別のサービス単位数		事業対象者 要支援1 (週1回程度)	要支援2 (週2回程度)
1. 通所型独自サービス (1月につき)		1,798 単位	3,621 単位
1-①通所型独自サービス利用料		18,231 円	36,716 円
1-②ご利用者自己負担額	1割	1,824 円	3,672 円
	2割	3,647 円	7,344 円
	3割	5,470 円	11,015 円
2. 通所型独自サービス(回数)		436 単位	447 単位
2-①通所型独自サービス利用料金		4,421 円	4,532 円
2-②ご利用者自己負担額	1割	443 円	454 円
	2割	885 円	907 円
	3割	1,327 円	1,360 円

② 各種加算 (1月あたり)

i) 個々の要件に該当した場合に加算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		生活機能向上 グループ活動 加算	事業所評価 加算	科学的介護推進体 制加算	サービス提供体制 強化加算 (I) 要支援1・事業対象者	サービス提供体制 強化加算 (I) 要支援2
		加算単位	100 単位	120 単位	40 単位	88 単位
1. 加算料金		1,014 円	1,216 円	405 円	892 円	1,784 円
3. ご利用 者自己負 担額	1割	102 円	122 円	41 円	90 円	179 円
	2割	203 円	244 円	81 円	179 円	357 円
	3割	305 円	365 円	122 円	268 円	536 円

i) 個々の要件に該当した場合に加算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		サービス提供体制 強化加算(Ⅱ) 要支援1・事業対象者	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ) 要支援2	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) 要支援1・事業対象者	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) 要支援2	事業所評価 加算
加算単位		72単位	144単位	24単位	48単位	120単位
1. 加算料金		730円	1,460円	243円	486円	1,216円
3. ご利用者自己負担額	1割	73円	146円	25円	49円	122円
	2割	146円	292円	49円	98円	244円
	3割	219円	438円	73円	146円	365円

i) 個々の要件に該当した場合に加算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

加算の種類		口腔機能 向上加算 (Ⅰ)	口腔機能向 上加算 (Ⅱ)	事業所評 価加算	同一建物減算 (事業対象者、 要支援1)	同一建物減算 (要支援2)	通所型独自送迎 減算(片道)
加算単位		150単位	160単位	120単位	-376単位	-752単位	-47単位
1. 加算料金		1,521円	1,622円	1,216円	-3,812円	-7625円	-476円
3. ご利用者自己負担額	1割	153円	163円	122円	-382円	-763円	-48円
	2割	305円	325円	244円	-763円	-1525円	-96円
	3割	457円	487円	365円	-1144円	-2288円	-143円

i) 個々の要件に該当した場合に減算されるものがあります。(札幌市乙地：10.14円)

※他各種加算、減算がありますので上記項目以外で該当する項目がありましたら別途ご説明いたします。

※通所介護独自送迎減算

事業対象者、要支援1：片道8回/月(週1回程度)

要支援2：片道16回/月(週2回程度)

ii) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

1ヶ月の利用単位数に応じ加算されます。

(自己負担額)

1ヶ月の介護サービス総単位数×9.2%×10.14×本人負担(0.1~0.3)

(3) 食費

食費負担額

食費（1食）	700円
主食をパンに変更を希望された場合	食費（1食）＋100円
おやつ（1食）	100円

※ご利用日当日の午前9時30分までに食事不要の連絡をいただいた場合、実費は頂きません。
また、ご利用日当日の午前9時30分以降に食事不要の連絡をいただいた場合は、お食事代の700円のみを請求いたします。（前日が休業日の場合は、直前の営業日にご連絡ください）。

(4) その他の実費

①おむつ代

リハビリパンツ	Sサイズ	71円
リハビリパンツ	Mサイズ	76円
リハビリパンツ	Lサイズ	81円
リハビリパンツ	LLサイズ	94円
テープ式オムツ	Mサイズ	103円
テープ式オムツ	Lサイズ	121円
軽失禁パット		17円
パンツ用パット		52円

②レクリエーションに係る費用等は自己負担となる場合があります。詳しくは生活相談員にお尋ねください。

③サービス実施記録等の複写物を請求した場合は、1枚につき実費22円を負担していただきます。

6. 利用料のお支払方法(契約書第7条参照)

前記の料金・費用は、月末締めの上1か月ごとに計算し、毎月20日までに前月分の請求書を発送いたします。

お支払い方法は、現金持参、口座振替及び銀行振込となります。

銀行振込の場合は毎月末日までに下記の口座にお振り込みください。

振込先 北海道銀行 美しが丘出張所
普通預金 口座番号 0332619
口座名義 医療法人社団五風会 美しが丘テラス
理事長 森 一也

*振込手数料は利用者の負担となります。

・事業所は、料金の支払いを受けたときは、利用者等に対し領収証を発行します。

7. 緊急時の対応方法と健康上の理由による利用中止について

- ①利用者に容体の変化等があった場合は、医師または歯科医師など医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じるほか、緊急連絡先に速やかに連絡いたします。
- ②風邪、病気の場合および、当日の健康チェックの結果体調が不調の場合、サービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。
- ③ 非常災害時の対応については、消防計画や防災計画に基づいて適切に対応します。
- ④ 事業所は損害保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）に加入しています。
- ⑤ 緊急連絡先：体調の変化、非常災害時、緊急の場合は次に定める緊急連絡先に連絡します。

8. 事故発生時の対応

- ①事業所は、サービスの提供に際して、利用者のけがや体の急変があった場合その他必要な場合は、主治の医師、家族への連絡等の適切な措置を迅速に講じるものとします。
- ②事業所は、サービスの提供に当たって、事業所の責に帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産又は名誉に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- ③事業所は、事故の態様、事故に際し採った措置等の記録を作成し、再発防止に努めます。また、当該記録を完結の日から5年間保管します。

9 契約の終了について(契約書第16条参照)

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤利用者から中途解約・契約解除の申し出があった場合(詳細は以下参照)
- ⑥事業所から退所の申し出を行った場合(詳細は以下参照)

(1) ご契約者からの中途解約・契約解除の申し出について(契約書第17条、18条参照)

利用者は現にサービスを利用している期間を除き、文書で7日前までに通知することにより、中途解約・契約解除を申し出ることができます。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定通所介護を実施しない場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出による契約解除について(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合、事業所の申し出により契約解除することがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが2カ月以上遅延し、催告した後も30日以内に支払われない場合
- ③利用者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院、病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ⑤利用者が介護保険施設等に入所した場合

10. サービス内容に関する苦情と相談

① 当事業所ご利用相談・苦情担当

苦情受付担当者	管理者	森山 裕一
	生活相談員	守谷 加奈子
	電話番号	011-887-6876
	受付時間	当事業所の営業時間内 (午前9時～午後5時)

② また下記の窓口で受け付けております。

北海道福祉サービス運営適正化委員会

北海道札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 3階

電話番号 011-204-6310

北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話番号 011-231-5175

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階

電話番号 011-211-2547

その他、各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。

11. 非常災害対策

- ・災害時の対応 ----- 消防計画に基づき、対応いたします。
- ・消防設備 ----- 消防関係法令に基づき、消防設備を設置しています。
 - ①消火器
 - ②自動火災報知設備
 - ③非常警報設備
 - ④スプリンクラー設備
 - ⑤消防機関へ通報する火災報知設備
 - ⑥誘導灯
- ・防災訓練 ----- 消防訓練計画を立案し、定期的を実施しています。
- ・防災責任者 ----- 管理者

令和 年 月 日

地域密着型通所介護及び札幌市通所型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター 美しが丘テラス

説明者 職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護又は札幌市通所型サービスの開始に同意しました。

利用契約者 ⑩

代理人又はご家族 ⑩